



▲実証運行計画が承認された町地域公共交通活性化協議会

6月25日に開催された町地域公共交通活性化協議会で、「デマンド型乗合タクシー実証運行計画」が承認されました。これを受けて、10月1日から実証運行を開始する予定で、国の運行許可を得るなどの準備を進めています。運賃は500円で、昨年1月〜2月に実施した試験運行と同様、白里地区内の公共交通空白地域の解消と既存路線バスとの乗り継ぎを図る計画となっています。

デマンド型乗合タクシーの実証運行計画が承認に

8月は乳幼児医療費助成受給券の切り替え月

乳幼児医療費助成の受給対象者には、8月以降有効となる受給券を送付しました。

平成21年分の所得にかかる税申告等をしていない方には、受給券が送付されていない可能性がありますので、早急に申告をしてください。

なお、1月以降に町に転入し、受給券をお持ちでない方は、転入前の市区町村から平成22年度の課税証明書等をお取り寄せください。

町では、8月から「子ども医療費助成制度」を創設しました。現行の「乳幼児医療費助成制度」は、小学校就学前の乳幼児の保険診療内の医療費を無料とするものですが、「子ども医療費助成制度」では、助成対象を小学校3年生まで拡大しました。

児童の保護者は窓口で一旦、自己負担をし、町への申請後に自己負担分の返還を受ける償還払いとします。償還払いの対象となる児童の保護者は、医療機関で発行された領収書を添えて申請してください。なお、対象は8月診療分からとなります。詳細は問い合わせください。

子ども医療費助成制度が始まりました

【新旧制度の比較】

	対象年齢	対象医療	自己負担金額	所得制限	助成方法
現行制度	小学校就学前	入院 通院 調剤	なし	なし	現物給付・償還払い
新制度	小学校3年生まで				現物給付・償還払い ※小学校1年〜3年生は償還払い

※現物給付=被保険者証と受給券を医療機関の窓口で提示すれば、助成が受けられるもの
※償還払い=医療機関の窓口で一旦、自己負担額を支払い、後日町へ領収書を添えて申請するもの

大網白里町長選挙の投票日は12月19日を予定

平成23年1月16日の任期満了に伴い、大網白里町長選挙を行う予定です。

立候補を予定している方や有権者の方のそれぞれが、選挙のルールをしっかりと守り、明るい選挙を実現しましょう。

- ▶告示日=12月14日(火)
- ▶選挙期日=12月19日(日)

町選挙管理委員会
☎(70)0397



次第、広報紙や町ホームページ等でお知らせします。また、地域公共交通活性化協議会の議事録は、町ホームページで閲覧できます。

- ① 母が死亡した子ども
- ② 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ③ 母の生死が明らかでない子ども
- ④ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども)

8月中は児童扶養手当の現況届受付時期のため、窓口が大変混雑します。この時期はお待たせすることがありますので、ご了承ください。

町・町社会福祉児童課児童福祉班
☎(70)0331

父子家庭の支給条件

子どもが18歳に達してから最初の3月31日までの間にあり(中度以上の障害を有する場合)、または20歳未満、次の①〜⑤のいずれかに該当する子どもを監護し、かつ生計を同じくしている父であること

受給手続き

8月から11月分の手当の支給は、12月になります。受給するには、社会福祉児童課へ認定請求が必要です。

その他

申請に必要な書類は、個々の家庭の事情により異なるため、まずは相談ください。また、支給要件に該当するかどうかは相談ください。

栄養士だよ

食事が変われば、カラダも変わる！～栄養相談～

あなたの食事はバランスがとれていますか。

健康診断を受けた後、「血糖値・コレステロール値・血圧が高い」「体重や腹囲が基準以上」という人は食事の改善が必要です。

「食事を見直したい」「検査データをよくする食事について知りたい」という方は、栄養相談をご利用ください。一人一人に合った食事内容について、栄養士が30分程度の個別相談を行います。

- ▶会場=保健文化センター
- ▶持ち物
 - ・3日間の食事記録表(申し込み後に送付します)
 - ・血液検査の結果(お持ちの方)

栄養相談日程表

	午前	午後
9/2(木)	9:30 10:15 11:00	13:15 14:00 14:45
9/6(月)		
9/7(火)	9:30	
9/8(水)	10:15 11:00	
9/9(木)		13:15 14:00 14:45
9/13(月)		
9/16(木)	9:30	
9/17(金)	10:15 11:00	13:15 14:00 14:45

※予約の際、希望の日時をお伝えください

町・町健康介護課健康指導班
☎(72)8321

保健士だよ

子どもの事故を防ぎましょう①

統計によると過去50年間、1〜9歳の子どもの死亡原因のトップは常に「不慮の事故」です(別表)。昨日できなかったことが今日できるようになるというように、子どもが発達していくからこそ事故が起き、成長・発達によって起こりうる事故も変化します。

事故は親がそばにいても起きることが多く、3歳未満の子ども事故データを見ると、事故の8割は親がそばにいて、そのうち6割は親の目の前で起きています。

また、子どもの事故を経験した保護者の3/4が少しの気配りで事故防止が可能であるとしています。

町では10カ月のお子さんがある家庭に、はがきで通知をし、乳児相談を実施しています。その中で事故防止の話やガイドブックを配布しています。お子さんの状態にあわせて家庭環境を見直してみましょう。

<子どもの成長過程で起きやすい事故>

- ・誕生から5カ月…転落、切傷・打撲、窒息
首が座り手に触れるものは握ったり舐めたり足をバタつかせ移動させる時期です。
- ・6〜11カ月…転落、誤飲、熱傷
寝返り・お座り・ハイハイ・つかまり立ちができるようになり、何でも口へ持っていく。発達が早く、急にできることが増えるため、事故への対応が遅れがちです。
- ・1〜2歳…転落・転倒、窒息、溺水
一人で歩行し、行動範囲も広くなり事故の多発する年齢です。
- ・3〜5歳…転落、熱傷、溺水
走る・登るなど活発な動きをするようになりますが、周囲の状況判断はできません。屋外での事故が増加します。

「不慮の事故」による死亡原因

順位	0歳		1〜4歳		5〜9歳	
	原因	割合	原因	割合	原因	割合
1	窒息	75.6%	交通事故	35.0%	交通事故	40.7%
2	溺死・溺水	7.1%	溺死・溺水	22.6%	溺死・溺水	34.0%
3	交通事故	5.5%	窒息	19.2%	煙・火・火災	10.7%

町健康介護課健康指導班 ☎(72)8321